

少数会派からみた大阪市議会の現実

今日から大阪市会本会議が開催される。4月の統一地方選で新しい市長と議員が選出され、大阪維新の会が過半数を占めるなど、議会構成もかなり変化する。『市政研究』2022年4月号掲載の武直樹市議の論稿から、少数会派からみた大阪市議会の現状と課題を抜粋して紹介する。

大阪市議会は所属議員が5人以上の会派を交渉会派、4人以下の会派は非交渉会派としている。市会運営委員会は交渉会派から委員を選出して構成。また、本会議における代表質問・一般質問は交渉会派により行われる。非交渉会派への割り当ての配慮がないのは、政令指定都市議会では大阪市議会のみである。大阪府議会においても、非交渉会派による一般質問は行われている。少数会派は所属委員会以外のあらゆる行政活動について質疑ができない。

写真は市役所8階の議員控室に掲示されている「大阪市会の内部組織」。6つの常任委員会、決算特別委員会のほか3つの特別委員会が設置されている。常任委員会の担当分野は次のようである。

財政総務—副首都化、ICT、人事、選挙、広聴・広報、予算、市税、契約など

教育—教育、子育てなど

民生保健—福祉、医療、保健など

都市経済—観光、文化、スポーツ、交通、産業、起業支援、IR誘致、都市計画など

市政改革—市政改革、防災、市民生活、消防、雇用・就労、住宅施策など

建設港湾—環境、ごみ、道路、河川、下水道、公園、港湾、水道など

常任委員会は議長により付託されたそれぞれの専門分野の議案や陳情・請願などについて審査を行う。議員はいずれか1つの委員会に属し、各委員会には委員長1人と副委員長2人をおいている。各派において3つの特別委員会それぞれの定数20人で割り当てた場合、1人会派・2人会派には割り当てがない。決算特別委員会は2019年度から2人会派にも割り当てられるようになった。

これまで常任委員会は、財政総務・都市経済・建設港湾、特別委員会は万博推進の委員会を傍聴してきた。コロナ禍で傍聴が制限されてきたが、これからも「5人枠」なのだろうか。大阪維新の会が過半数を占めて、議会がますます「追認機関」になるのではないか。正直なところ気がすすまないが、「チェックマン」として傍聴を続けていこう。

(2023年5月18日)

